

対象疾病	ワクチン	対象者		回数	接種間隔	接種量・方法	実施時期	備考
		法律で接種が定められている期間	標準的な接種期間					
ロタウイルス感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン (商品名：ロタリックス)	令和2年8月1日以降に生まれ、出生6週0日後から24週0日後までの間にある者	初回接種は生後2月から生後14週6日に至るまで	2回	27日以上の間隔を置いて2回経口投与する。	各1.5mL 経口投与	通年	令和2年10月1日より前の経口投与であって、定期接種の経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン又は五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンの経口投与に相当するものについては、当該経口投与をロタウイルス感染症の定期接種とみなし、または、当該経口投与を受けた者については、定期接種のロタウイルス感染症の経口投与を受けた者とみなして、以降の経口投与を行うこと。
	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン (商品名：ロタテック)	令和2年8月1日以降に生まれ、出生6週0日後から32週0日後までの間にある者	初回接種は生後2月から生後14週6日に至るまで	3回	27日以上の間隔を置いて3回経口投与する。			
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン	1歳に至るまでの間にある者	生後2月に至った時から生後9月に至るまで	3回	27日以上の間隔を置いて2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔を置いて1回接種	各0.25mL 皮下接種 ※実施要領14により行う場合は、接種時10歳以上である者には各0.5mL 1筋肉内または皮下接種とする。	通年	平成28年10月1日より前の注射であって、定期の予防接種のB型肝炎の注射に相当するもの若しくはB型肝炎の注射を受けたものについては、定期の予防接種のB型肝炎の注射を受けた者とみなして、以降の接種をすること。
ジフテリア(D) 百日せき(P) 破傷風(T) 急性灰白髄炎(ポリオ) ヒブ(Hib)	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン(DPT-IPV-Hib)	<第1期> 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	第1期初回：生後2月から生後7月に至るまでに開始し、20日から56日までの間隔をおく	3回	20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおく	各0.5mL	通年	・交互接種について、原則として過去に接種歴のあるワクチンと同一のワクチンを用いることとしているが、原則によることができない場合には、他のワクチンを用いることを可能としている。 ・罹患した疾患に対するワクチンを含む混合ワクチンの使用を可能とする。
	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(DPT-IPV) 又は 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(DPT) 又は 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド(DT) 又は 不活化ポリオワクチン(IPV)	<第1期> 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	第1期初回：生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間	3回	20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおく	皮下接種又は 筋肉内接種		
	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド(DT)	<第2期> 11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間 積極的勧奨<平成25年4月2日から平成26年4月1日生まれの者(小学校6年生相当年齢の者)>	1回		0.1mL 皮下接種		
	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド(DT)	<第1期追加：第1期初回接種終了後6月から18月までの間隔をおく	第1期追加：第1期初回接種(3回)終了後12月から18月までの間隔をおく	1回	第1期初回接種(3回)終了後6月以上の間隔をおく	皮下接種又は 筋肉内接種		
Hib感染症	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2月から生後7月に至るまで	初回3回 追加1回	[初回接種開始が生後2月から生後7月に至るまでの間にある者] 初回接種：27日(医師が認めるときは20日)以上、標準的には27日から56日までの間隔をおく。 追加接種：初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月までの間隔をおく。 ただし、初回2回目及び3回目の注射は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わない。この場合、追加接種は可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔を置いて1回行う。	各0.5mL 皮下接種	通年	
			追加接種は、初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく	初回2回 追加1回	[初回接種開始が生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者] 初回接種：27日(医師が認めるときは20日)以上、標準的には27日から56日までの間隔をおく。 追加接種：初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月までの間隔をおく。 ただし、初回接種のうち2回目の注射は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わない。この場合、追加接種は可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔を置いて1回行う。			
				1回	[初回接種開始が生後12月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者]			
小児の肺炎球菌感染症	沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2月から生後7月に至るまで	初回3回 追加1回	[初回接種開始が生後2月から生後7月に至るまでの間にある者] 初回接種：標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおく。 追加接種：生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔を置いて1回 ただし、初回2回目及び3回目の注射は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わない(追加接種は実施可能)。 また初回接種のうち2回目の注射は生後12月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は、初回接種のうち3回目の注射は行わない(追加接種は実施可能)。	各0.5mL 皮下接種又は 筋肉内接種	通年	・沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを接種した場合、原則として同一のワクチンで接種を行うこと。なお、やむを得ない事情により原則に沿えず、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンから沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンへの切り替えを必要とする場合については、国の規定によるものとする。 ・使用するワクチンについては沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを基本とする。ただし当面の間は沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンも使用できることとする。 ・沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用して1回目、2回目又は3回目までの接種を終了した者の接種について、残りの接種は、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うことを原則とするが、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うこともできる。
	追加接種は、生後12月から生後15月に至るまでの間に初回接種終了後60日以上の間隔をおく		初回2回 追加1回	[初回接種開始が生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者] 初回接種：標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおく。 追加接種：生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔を置いて1回 ただし、初回接種のうち2回目の注射は生後24月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わない(追加接種は実施可能)。				
			2回	[初回接種開始が生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間にある者] 60日以上				
			1回	[初回接種開始が生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者]				

対象疾病	ワクチン	対象者		回数	接種間隔	接種量・方法	実施時期	備考
		法律で接種が定められている期間	標準的な接種期間					
結核	BCGワクチン	生後1歳に至るまでの間にある者	生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間	1回		所定のスポイトで滴下 経皮接種	通年	
麻疹風しん	乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチン(MR) 又は 乾燥弱毒生麻疹ワクチン (M、単抗原) 又は 乾燥弱毒生風しんワクチン (R、単抗原) ※罹患者に使用するワクチンについては、備考欄を参照	<第1期> 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		1回		0.5mL 皮下接種	通年	・単抗原ワクチンを接種するのは、①過去に、麻疹か風しんに罹患していて希望する場合、②対象期間中に、単抗原ワクチンを接種したために混合ワクチンの対象とならない場合、③保護者が単抗原ワクチンの接種を希望する場合とする。 ・麻疹又は風しんに既に罹患した者については、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種を行う際は、混合ワクチンを使用することが可能である。
		<第2期> 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前から当該始期に達する日の前日までの間にある者 ※令和7年度は、平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの者		1回		0.5mL 皮下接種		
成人風しん	乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチン(MR) 又は 乾燥弱毒生風しんワクチン (R、単抗原)	<第5期> 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性のうち令和6年度末までに風疹抗体検査を実施した結果、十分な量の風疹の抗体がないことが判明した者。		1回		0.5mL 皮下接種	通年	・第5期の予防接種は、原則、乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチンで行う。原則によることができない場合は、乾燥弱毒生風しんワクチンで行っても差し支えない。 ・令和6年度末までに風疹抗体検査を実施しなかった者は、風疹の抗体がないと判明しても公費負担の対象とはならない。 ・風疹第5期の接種可能期間は令和9年3月31日までである。
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	1回目：生後12月から生後15月に達するまで	1回		0.5mL 皮下接種	通年	・既に水痘に罹患したことがある者は、定期接種の対象外とする。 ・任意接種として、既に乾燥弱毒生水痘ワクチンの接種を受けたことがある者は、定期接種の乾燥弱毒生水痘ワクチンの接種を受けた者とみなして、以降の接種を行う。
			2回目：1回目の注射終了後6月から12月までの間隔をおく。	1回	1回目の注射終了後3月以上の間隔をおく。 (標準的には6月から12月までの間隔をおく)	0.5mL 皮下接種		
日本脳炎	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	<第1期初回> 生後6月から90月に至るまでの間にある者 ※特例対象者 ①平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ (20歳未満)	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	2回	6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおく	(3歳以上)各 0.5mL (3歳未満)各 0.25mL 皮下接種	通年	予防接種法施行令及び予防接種実施規則の一部改正(平成23年5月20日)により、勸奨差し控えにより接種を受ける機会を逸した者への特例措置(特例対象者) ①平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ：20歳未満の間、定期として接種できる
		<第1期追加> 生後6月から90月に至るまでの間にある者 ※特例対象者 ①平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ (20歳未満)	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回	初回接種終了後、6月以上経過した時期(標準的には概ね1年を経過した時期)	(3歳以上)各 0.5mL (3歳未満)各 0.25mL 皮下接種		
		<第2期> 9歳以上13歳未満の者 積極的勧奨<平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ> ※特例対象者 ①平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ (9歳以上20歳未満)	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	1回		0.5mL 皮下接種	通年	
ヒトパピローマウイルス感染症	組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (商品名：サーバリックス)	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子(小学校6年生から高校1年生に相当する年齢の女子) ※令和7年度は、平成21年4月2日～平成26年4月1日生まれの女子	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間(中学校1年生に相当する年齢の女子)	3回	<標準的な接種>1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行うこと。 ※ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から5月以上、かつ2回目の接種から2月半以上の間隔をおいて1回行う。	各0.5mL 筋肉内	通年	使用するワクチンについて：2つのワクチンの互換性に関する安全性・有効性等のデータが存在しないため、同一のワクチンを3回続けて接種すること
	組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (商品名：ガーダシル)					<標準的な接種>2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行うこと。 ※ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種した後、2回目の接種から3月以上の間隔をおいて1回行う。		
	組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (商品名：シルガード9)	※キャッチアップ接種対象者 平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれ(令和8年3月31日まで) 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間に期間中に少なくとも1回以上接種している者		2回	<標準的な接種> 1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日(小学6年生)から15歳に至るまでの間にある者に限る。 2回目は、1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行う。 ※2回目の接種を6月以上間隔をおいて接種できない場合、2回目の接種は1回目の接種から少なくとも5月以上間隔をおいて実施すること。2回目の接種が1回目から5月後未満であった場合、3回目の接種を実施すること。この場合、3回目の接種は2回目から少なくとも3月以上間隔をおいて実施すること。	各0.5mL 筋肉内	通年	(9価HPVについて) 2価または4価HPVワクチンとの交互接種について、同じHPVワクチンで接種を完了することを原則とするが、交互接種における安全性と免疫原性が一定程度明らかになっていることや海外での交互接種に関する取扱いを踏まえ、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者がよく相談したうえで、9価を選択しても差し支えないこと
	<標準的な接種> 2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行うこと。 ※ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種した後、2回目の接種から3月以上の間隔をおいて1回行う。	3回						